

平成27年第3回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日 時 : 平成27年3月26日(木) 午前11時00分～
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 藤尾 均理事, 竹中 英泰理事
4. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 高野 一夫監事, 久保事務局長, 太田学長政策推進室長, 社本監査室長, 萩総務部長, 小出教務部長, 千葉病院事務部長, 大石総務課長, 滝本企画広報評価課長, 伊藤会計課長, 藤井施設課長

議事に先立ち、平成27年第2回役員会(平成27年2月10日開催)及び臨時役員会(平成27年3月4日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 助教から医員への異動について

本件について、学長から発議及び資料1に基づき、次のとおり説明があった。

- ①助教から医員への異動は原則行わないこととし、やむを得ず行おうとする場合には、当該講座等の長から書面による異動の必要性の申し出により、大学運営会議の議を経て事前に役員会の承認を得なければならないことが、平成19年2月14日開催の役員会において決定されていること。
- ②この度、救急科所属の柏木 友太助教が、一身上の都合により平成27年4月1日付けで同所属の週4日勤務の医員として勤務することを希望しているため、やむを得ず医員への異動を行いたいと考えていること。
- ③本件については、3月17日開催の大学運営会議の議を経ていること。
審議の結果、柏木 友太助教について、平成27年4月1日付けで医員として採用することが了承された。

2. 予算編成方針について

及び

3. 平成26事業年度決算収支見込み及び平成27事業年度当初予算(案)について

本件について、学長から発議があり、次いで伊藤会計課長から資料3-1～2及び資料2-1～2に基づき、「平成26事業年度予算収支見込み」、「平成27事業年度予算編成方針」及び「平成27事業年度当初予算(案)」について説明があった。その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

4. 業務方法書の改正について

本件について、学長から発議があり、次いで萩総務部長から資料4-1～6に基づき、改正理由、改正内容について説明があり、審議の結果、業務方法書の改正が原案のとおり了承された。

5. 平成27年度 年度計画(案)について

本件について、学長から発議があり、次いで滝本企画広報評価課長から、資料5

ー 1～2に基づき、平成27年度年度計画（案）について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、平成27年度年度計画は、本年3月末までに文部科学大臣へ届け出るとともに、本学のホームページで公表する旨学長から付言があった。

6. 教員の年俸制導入に伴う関係規程の制定等について

本件について、学長から発議があり、次いで大石総務課長から、資料6-1～2に基づき、制定理由と概要について説明があり、審議の結果、教員の年俸制導入に伴う規程が原案のとおり了承された。

7. 職員退職手当規程の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで大石総務課長から、資料7-1～2に基づき、改正理由と概要について説明があり、審議の結果、職員退職手当規程の一部改正が原案のとおり了承された。

8. 時間外手術等手当の新設に伴う給与規程等の制定等について

本件について、学長から発議があり、次いで大石総務課長から、資料8-1～4に基づき制定理由と関連規程の一部改正等についての説明があり、審議の結果、給与規程等の一部改正が原案のとおり了承された。

9. 職員懲戒規程の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで大石総務課長から、資料9に基づき改正理由と改正概要について説明があり、審議の結果、職員懲戒規程の一部改正が原案のとおり了承された。

10. 職員育児休業・介護休業規程等の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで大石総務課長から、資料10-1～4に基づき概要と改正案の内容について説明があり、審議の結果、職員育児休業・介護休業規程の一部改正が原案のとおり了承された。

11. 旭川医科大学学生の懲戒等に関する規程（案）の制定について

本件について、学長から発議があり、次いで西田学生支援課長から、次のとおり説明があった。

- ①本学では、学則に規定する学生の懲戒に関しての取扱規程等は特に定めておらず、教務・厚生委員会が中心となり適切に対応してきたが、懲戒の基準や組織的な対応体制をより明確化して、学生に明示するため、学生懲戒規程を制定することが望ましいとの見解が示されたこと。
- ②本年4月に学校教育法施行規則が改正され、今後は学長が、学生の懲戒に関する適切な手続を定めることが義務づけられたこと。
- ③教務・厚生委員会で、新たな学生の懲戒に関する規程及び懲戒のガイドラインの案を検討し、大学院の修士・博士の各課程小委員会で意見聴取し、本学の成川顧問弁護士の助言を受け、資料11-1～3のとおり案を作成したこと。

引続き、西田学生支援課長から事前配布資料に基づき説明の後、審議の結果、学生の懲戒等に関する規程が原案のとおり了承された。

1.2. 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定について

本件について、学長から発議があり、次いで大石総務課長から「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から、平成26年度までの10年間の時限法として制定されたこと。平成26年4月に同法が改正され、同法の有効期限が平成27年度から平成36年度までの10年間に延長されたこと。本学の計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間で、本年度末で終了となることから、新たに「行動計画」を策定した旨の報告があった。

引続き、大石総務課長から資料12に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり「行動計画」を策定することが了承された。

1.3. 深川市立病院との連携と協力に関する協定の締結について

本件について、学長から、深川市立病院から地域医療の安定的な医療体制の確保に向け、本学と緊密に連携、協力することを目的として、連携協力協定を締結したい旨の申し出があったことの説明があり、次いで、大石総務課長から資料13に基づき協定の内容について説明があった。

その後、審議の結果、資料のとおり協定を締結することが了承された。

なお、本協定を締結するにあたり4月2日（木）午後3時30分から本学第一会議室において協定調印式を執り行う旨学長から付言があった。

次回の開催予定

次回役員会は、平成27年4月8日（水）午前11時00分から開催すること。